

月形刑務所

所長 廣 田 肇 殿

令和8年3月30日

札幌弁護士会

会 長 岸 田 洋 輔

同人権擁護委員会

委員長 高 木 淳 平

## 勸 告 書

当弁護士会は、申立人からなされた人権救済申立事件について調査した結果、下記のとおり勧告する。

### 記

#### 第1 勧告の趣旨

貴所が申立人に対して、申立人の所持する成人雑誌8冊の閲覧を不許可とした処分は、いずれも刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律69条に違反し、憲法上保障される図書閲覧の自由を侵害するものである。

よって、貴所に対し、今後は、被収容者の書籍又は雑誌の閲覧の制限について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づき、合理的理由の下、一層慎重に検討するよう勧告する。

#### 第2 勧告の理由

別紙調査報告書のとおりである。

以上

# 調査報告書

下記人権救済申し立て事件につき、以下のとおり調査結果を報告します。

## 記

事件名 人権救済申立事件  
事件番号 2023-25  
受付日 2023年（令和5年）12月21日  
申立人 ●  
相手方 月形刑務所

### 第1 処置意見

月形刑務所に対し、別紙勧告書の主文のとおり勧告する。

### 第2 申立の趣旨

自己所持の複数書籍及び雑誌（成人向け）についてかけられている閲覧制限は人権侵害である。

### 第3 調査の経過

- |    |            |                  |
|----|------------|------------------|
| 1  | 令和5年12月21日 | 申立人からの申立書を受信     |
| 2  | 令和6年2月21日  | 申立人からの面談による事情聴取  |
| 3  | 令和6年5月7日   | 月形刑務所に対する照会      |
| 4  | 令和6年5月31日  | 月形刑務所からの回答（①）    |
| 5  | 令和6年9月11日  | 月形刑務所に対する照会      |
| 6  | 令和6年10月10日 | 月形刑務所からの回答（②）    |
| 7  | 令和7年4月18日  | 申立人に対する対象雑誌の送付依頼 |
| 8  | 令和7年5月13日  | 申立人から送付された雑誌を受領  |
| 9  | 令和7年10月2日  | 月形刑務所に対する照会      |
| 10 | 令和7年10月15日 | 月形刑務所からの回答（③）    |

### 第4 調査の結果認められる事実関係

上記の調査の結果、認められる事実関係は、以下のとおりである。

- 1 申立人が被収容中に閲覧禁止となった書籍又は雑誌には、「FANZA 2023年5月号」、「SOFT ON DEMAND 2022年7月号」等の成人向け雑誌8冊（以下、「本件雑誌」という。）が含まれており、いずれも月形刑務所は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「刑事収容施設法」という。）70条1項2号「被収容者が受刑者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき」に該当すると評価し、それらの閲覧を禁止した(①)。
- 2 その該当理由としては、本件雑誌のうち4冊については、「モザイク等の修正はあるものの、多くのページにわたり、女性の性器等に焦点を絞って撮影されたもの、女性が性行為を行っている場面を撮影されたもの等の一般女性が嫌悪感を抱く内容の写真及び記述が掲載されており、これらを申立人が閲覧することにより、誤った性道徳を抱き、結果として女性に対する性的意識をゆがめ、一般改善指導（行動適正化指導等）の目的を達成する上で支障を生じ、ひいては、改善更生及び円滑な社会復帰の妨げになり、申立人の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあると認められた」とし、残りの4冊については、「多くのページにわたり、性行為の写真が掲載されており、女性が凌辱感を想起する内容であり、性に対する誤った思考を助長しかねず、性道徳を害するものであり、一般改善指導（行動適正化指導等）の目的を達成する上で支障を生じ、申立人の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあると認められた」としている(①)。
- 3 他方で、当会の月形刑務所に対する「本件で閲覧禁止となった各書籍（又は雑誌）は、全受刑者に対して等しく閲覧禁止となるものですか。仮に全受刑者に対して等しく閲覧禁止となるものではなく、申立人に対しては特に閲覧禁止とすべき、といった判断があった場合には、その事情を詳細にご教示ください。」との照会に対し、同刑務所は、「閲覧禁止

の判断は、1件ごとに、その者の性向、行状その他具体的事情を考慮して行っており、全受刑者に対して等しく閲覧禁止とするような判断はしておりません。申出人について、本件各書籍（又は雑誌）を閲覧禁止とした理由は、同回答書記載のとおりです」と回答しており、特に申立人に対して上記各書籍又は雑誌を閲覧禁止とすべき具体的理由を示さなかった（②）。

なお、申立人の受刑理由は、覚せい剤取締法違反のみであり、性犯罪は含まれていなかった（③）。

- 4 申立人は、本件雑誌の閲覧許可申請に先立ち、月形刑務所に対し、他の成人向け雑誌についても閲覧許可申請を行っており、同申請は許可されていた。当会は、申立人から、本件雑誌とともに、閲覧許可となった当該成人向け雑誌についても送付を受けたが、両者の内容に大きな違いは見られなかった。

## 第5 人権侵害性

- 1 刑事収容施設法69条は、被収容者が自弁の書籍等を閲覧することは、同法が規定する場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならないとしている。

同条がこのように規定しているのは、被収容者についても、憲法13条、19条及び21条1項の規定の趣旨・目的から派生原理として当然に図書閲覧の自由が保障されているからである（未決拘禁者の図書閲覧の自由に関する判例として最判昭和58年6月22日民集37巻5号793頁）。

- 2 このように、被収容者の図書閲覧の自由は憲法上保障されたものであることからすれば、同法70条1項各号により自弁の書籍等の閲覧を禁止できる場合についても制限的に解されるべきであり、同項2号により

自弁の書籍等の閲覧を禁止することができるのは、当該被収容者の性犯罪性向や当該書籍の掲載内容等の具体的事情に照らして、当該書籍を閲覧させることにより改善更生及び円滑な社会復帰をさせる上で放置することができない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があることを要するものと解される。

- 3 本件についてみるに、申立人の受刑理由となった罪名は覚せい剤取締法違反であって、少なくとも性犯罪の要素はまったく含まれていない。加えて、当会からの照会に対する月形刑務所からの回答内容を見ても、申立人にことさらに性犯罪に親和的な性向は認められない。

また本件雑誌の掲載内容に関しても、月形刑務所の説明は、「一般女性が嫌悪感を抱く内容の写真及び記述が掲載」あるいは「性行為の写真が掲載されており、女性が凌辱感を想起する内容」と述べるのみで、過去に申立人が閲覧を許可された他の成人向け雑誌との違いは明らかではない。同様に、これらを申立人が閲覧することによる影響についても、「性に対する誤った思考を助長しかねず、性道徳を害する」とか、「誤った性道徳を抱き、結果として女性に対する性的意識をゆがめ」といった、一般的・抽象的な内容となっており、申立人について閲覧禁止とした理由も見出すことができない。

- 4 以上の点からすると、月形刑務所が、申立人に本件雑誌を閲覧させることにより、申立人の改善更生及び円滑な社会復帰をさせる上で放置することができない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があるかどうかを具体的に検討した形跡はなく、本件雑誌の閲覧禁止については、「矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれ」に関し、極めて抽象的な理由に基づいて恣意的な判断を行ったものと言わざるを得ず、同法70条1項2号の要件を明らかに充足しない。

よって、本件雑誌の閲覧禁止は、法的根拠なくなされたものであって違

法であり、被収容者である申立人に保障される図書閲覧の自由を侵害したものである。

## 第6 結論

よって、当会は月形刑務所に対して、別紙勧告書記載のとおり勧告することが相当である。

以 上